

令和7年度 特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業 募集要項

令和7年3月3日6都市多摩第230号

第1 目的

この要項は、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業制度要綱（令和7年3月3日6都市多摩第233号。以下「要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、特徴を踏まえたエリア及び当該エリアの将来像並びにプロジェクトの募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 応募

2-1 公募スケジュール

特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業（以下「本事業」という。）の公募は令和7年3月4日（火）から3月10日（月）まで実施する。

ただし、上記期間後も、令和7年度予算の範囲内で応募を受け付ける場合がある。

なお、補助の対象とするプロジェクトの実施期間は令和8年3月31日までとする。

2-2 応募主体

多摩地域の地元自治体（以下「地元自治体」という。）とする。

2-3 応募書類等

本事業に応募する自治体は、次に定める応募書類等を、都市整備局多摩まちづくり政策部多摩まちづくり推進課（多摩まちづくり戦略担当）へ提出するものとする。提出部数はそれぞれ1部及び電子データとする。

(1) 特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業応募書（第1号様式）

※ 連携する自治体の応募書提出が不要な場合は第2号様式とする。

(2) 対象エリアの検討に係る経費の概要（第3号様式）

(3) その他、応募する事業が要綱第2条第3項各号に該当することを示す資料

2-4 審査方法

地元自治体を含む2以上の都内自治体と連携して、対象エリア及び当該エリアの将来像を定め、当該将来像の実現に向けた有効なプロジェクトであるかを審査する。

2-5 地元自治体に取り組む事項

(1) 地元自治体は、応募書類に基づき、本事業を行うものとする。

(2) 地元自治体は、本事業の成果や進捗等を都が公表する場合において、報告及び資料提出等の協力を行うものとする。

(3) 地元自治体は、本事業が完了したとき、又は都が求めたときは、速やかに本事業の成果等について都に報告し、及び提出する。

(4) 地元自治体は、支援決定を受けた後、本事業に着手する前に辞退する場合は、理由を付して都に報告しなければならない。

また、本事業着手後に辞退する場合は、理由を付して都に報告するとともに、都の求めに応じて、それまでの補助額の全額又はその一部を都に返納しなければならない。

2-6 その他

本事業は令和7年度予算が東京都議会で可決された場合に実施するものとする。